



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. ユースエール認定企業

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. H28年度税制改正
(減価償却費の見直し)

NEWS1. ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業をユースエール認定企業として、厚労大臣が認定しています。認定企業の求人情報の発信を後押しするなど、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、若者とのマッチングを向上を図る事業です。

<認定企業4つのメリット>

1. ハローワーク等で重点的PRの実施
2. 認定企業優先 企業説明会の実施
3. 自社商品、広告などに認定マークの使用が可能
4. 若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算 (キャリアアップ助成金やキャリア形成促進助成金等)

<認定基準(主なもの)>

- ・人材育成方針と教育訓練計画を策定していること
- ・直近3事業年度の正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ・正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下または週労働時間が60時間以上の割合が5%以下
- ・正社員の有給休暇年平均取得率が70%以上または年平均取得日数が10日以上
- ・直近3事業年度の男性労働者の育児休業取得者が1人以上または女性労働者の育休取得率が75%以上

認定基準は確かに低くはありませんが、ユースエール認定企業は、法令に沿った適正な労務管理ができているホワイト企業と言えます。新卒採用に積極的な企業にはぜひとも認定を目指し、活用して頂きたい制度です。詳細は下記をご参照ください。

厚労省職業安定局 <https://www.wakamono-saiyou-ikusei.go.jp/search/service/top.action>



NEWS2. (書籍の紹介)

語彙力こそが教養である 齊藤孝

(内容紹介)

語彙が豊かになれば、見える世界が変わる。教養あふれる大人になるための、実践的「語彙力向上講義」。

ビジネスでワンランク上の世界にいくために欠かせない語彙力は、あなたの知的生活をも豊かにする。読書術のほか、テレビやネットの活用法など、すぐ役立つ方法が満載!読むだけでも語彙力が上がる実践的な一冊。

伝えたい事を、的確に少しでも素敵な言葉で表現できるよう、年相応な語彙力を身に着けたいと思います。

語彙力こそが
教養である

齊藤 孝

齋川新書

情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480

0563-57-7850

Question

平成28年度税制改正における減価償却制度の見直しと、見直しに関する経過措置について教えてください。

Answer

平成28年度税制改正により建物附属設備・構築物・鉱業用の建物等の減価償却方法について定率法が廃止されることになりました。
平成28年4月1日以後に取得する資産より適用されますが、経過措置については確認が必要になります。



【解説】

1. 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得された建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産(建物、建物附属設備及び構築物)の償却方法について、定率法が廃止されました。

改正前後の選定をすることができる償却方法は、次表のとおりです。

資産の区分	改正前	改正後
建物附属設備(鉱業用を除く)	定額法・定率法	定額法
構築物(鉱業用を除く)	定額法・定率法	定額法
鉱業用減価償却資産(建物・建物附属設備・構築物に限る)	定額法・定率法・生産高比例法	定額法・生産高比例法

今回の改正に伴い、次の経過措置が設けられています。

(1) 償却方法の変更手続きの時期

通常、償却方法を変更する場合には、新たな償却方法を採用しようとする事業年度の開始日の前日までに所轄税務署長に届出書を提出する必要があります。

今回の改正内容である平成28年4月1日以後最初に終了する事業年度において、建物、建物附属設備及び構築物につき選定した償却方法を変更しようとする場合には、その事業年度の確定申告書の提出期限までに所轄税務署長に届出書を提出した時は、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなすこととされました。

(2) 資本的支出の取得価額の特例

資本的支出を行った場合、原則として新たに資産を取得したのものとして既存資産とは分けて減価償却を行います。ただし既存資産及び資本的支出に定率法を採用している場合は、資本的支出を行った翌事業年度から既存資産の帳簿価額と資本的支出の帳簿価額を合算して、1つの新たな資産として償却を行うことができるという特例が設けられています。

今回の改正の施行日である平成28年4月1日を含む事業年度においては、平成28年3月31日までに行った建物附属設備及び構築物に係る資本的支出については、定率法を採用している場合は上記の特例を適用することができます。平成28年4月1日以後の資本的支出については、新たな資産として定額法で償却する必要がありますので、上記の特例は適用できません。

参考資料等

平成28年度税制改正大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人

名古屋事務所 朝日だより担当 海津・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850